

第 362 回 開発審査会承認
令和 4 年 7 月 11 日施行

運用基準 26 既存集落における小規模店舗等【個別付議基準】

既存集落における小規模店舗等に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 申請に係る土地が、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成 8 年条例第 10 号）第 7 条に規定する人と自然との共生ゾーンに指定された区域であること。
- 2 申請に係る土地が、自然的社会的条件に照らして独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であり、次のいずれかの要件を満たした区域内にあること。
 - (1) 35 以上の建築物が連たんしている区域
 - (2) 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成 8 年条例第 10 号。以下、「共生ゾーン条例」という。）第 8 条第 3 項に規定する集落居住区域
 - (3) (1) または(2) に準じると認められる区域
- 3 申請に係る土地が、申請者又は申請者の親族が所有しており、農地でないこと。なお、申請者の親族が所有している土地にあっては、親族の同意が確認できること。
- 4 申請者が、申請地の集落又はその周辺の集落に、居住している又は居住することが確実であること。
- 5 予定の建築物が、次の全ての要件に該当すること。
 - (1) 敷地面積は、原則 500 m²以下であること。ただし、残地の利用ができない等の特段の事情がある場合は、この限りでない。
 - (2) 延床面積は、200 m²以下とし、2 階建て以下とする。
 - (3) 用途は、（別表）用途分類表の対象施設に該当し、かつ自己の業務用に供すること。
- 6 次の全ての要件に該当している計画であることが、公的・客観的書類等により確認できること。
 - (1) 道路、上下水道の新たな整備が不要であること。（建築基準法第 42 条第 2 項道路に接する敷地の道路後退、合併浄化槽の設置、上下水道の接続工事は除く）
 - (2) 申請地周辺における交通の機能を阻害し交通の安全に支障をきたさないこと。
 - (3) 施設の規模及び内容に応じて適切な規模の駐車場を確保していること。
 - (4) 申請地周辺の生活環境に影響を及ぼさない騒音・振動等に十分配慮した施設であること。
 - (5) 申請地周辺の農村環境及び景観と調和のとれた規模、設計、構造及び外観であること。

(別紙) 用途分類表

区分	分類	施設（例示）	運用基準26 対象施設
住宅	住宅A	戸建住宅	
	住宅B	長屋住宅	
	住宅C	共同住宅	
	併用住宅	住宅兼店舗、住宅兼事務所	○
公益施設	文教施設	幼稚園、小中学校、高等学校等	○
	社会福祉施設	老人福祉センター、障害者支援施設等	○
	医療施設A	診療所	○
	医療施設B	助産所	○
	医療施設C	病院	○
	公共建物B	多数の者の利用に供する公共団体庁舎	○
	宗教施設	神社、寺院	○
商業施設等	物品販売店舗	飲食料品店、薬局、文房具店、雑貨店等	○
	日用品修理加工店舗	自動車・農機具修理店、かさ履物等修理店、自転車店等	○
	サービス店舗	理容・美容店、鍼灸院、公衆浴場、学習塾、農協事務所	○
	飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店	○
	事務所		○
	飲楽施設A	マージャン屋、パチンコ店	
	飲楽施設B	劇場、映画館	
	飲楽施設C	料亭、酒場、ビヤホール	
	飲楽施設D	キャバレー、ダンスホール	
	飲楽施設E	特殊浴場、温泉、サウナ	
	宿泊施設A	ホテル、旅館	
	宿泊施設B	福利厚生施設（企業の保養所）、簡易宿泊所	
	倉庫	有形の物品を保存・収納する施設（倉庫業法第2条に定めるものを含む。）	○
	観光施設	展望台、休憩所	○
	研究所	研究所、試験所	○
	単独車庫		
農林漁業施設	農林漁業施設E	農林水産物処理加工施設	○
鉱工業施設	鉱業施設	採石場、コンクリートプラント	
	火薬類製造所		
	工場		
特殊都市施設	廃棄物処理施設B	廃棄物処理施設、廃棄物処理業の用に供する建築物	
	廃棄物処理施設C		